

# 福岡県公報

平成25年4月19日  
第3489号

## 目次

### 告示 (第662号 - 第675号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 2
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 2
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
  - 福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務の委託 (団体指導課) ..... 3
  - 都市計画事業の認可 (公園街路課) ..... 3
  - 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) ..... 3
  - 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 3
  - 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 4
  - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ..... 4
  - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ..... 4
  - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ..... 5
- ### 公 告
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) ..... 5
  - 平成25年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施 (畜産課) ..... 5

## 告 示

福岡県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	八女春線	前	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 47.0	5,354.0
			前	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0
			後	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 47.0	5,354.0
			後	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0

### 福岡県告示第663号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字江辻字向川原1070番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字若杉字切通1401番5

社会福祉法人 糟屋中部会

理事長 青木 義重

#### 福岡県告示第664号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年3月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 サカエ会

(2) 代表者の氏名

伊藤 栄一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市赤坂853番地75

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑豊地区の住民に対して、魅力ある地域社会の実現のための環境づくり活動や地域活性化に関わる活動を行い、個性あふれる地域社会の実現と安心して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第665号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人もあ・かけはし

(2) 代表者の氏名

峯 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県築上郡上毛町大字東上3344番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童青少年に対して、介護保険法に基づく事業、障害者自立支援法に基づく事業、青少年の健全育成にかかわる事業を通して、地域における社会的自立のための援助とより安全な生活の見守り等を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第666号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市大島字茶ノ木田166番1、167番1、168番1、169番1、170番3、170番6、177番1、180番1、180番2、180番4、182番1、183番1、183番5及び183番6並びにこれらの区域内における水路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神二丁目8番215号

株式会社 積文館書店

代表取締役 松本 敏明

**福岡県告示第667号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市国分三丁目492番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
太宰府市国分3丁目18番5号  
松嶋 吉五郎

**福岡県告示第668号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**福岡県告示第669号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
北九州市

**2 都市計画事業の種類及び名称**

北九州市都市計画道路事業 3・1・1号 12号線（浅川工区）

**3 事業施行期間**

平成25年4月19日から平成33年3月31日まで

**4 事業地**

- (1) 収用の部分  
北九州市八幡西区浅川台二丁目、三丁目及び浅川日の峯一丁目、三丁目地内
- (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第670号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1316番1、1316番2、1316番3、1316番4、1316番5、1316番6、1343番1、1343番3、1351番1、1358番3及び1358番11の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 自然由来特例区域等への該当性  
自然由来特例区域（規則第58条第4項第9号）に該当

**福岡県告示第671号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成21年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊加利の一部	平成25年4月9日
宮若市	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	倉久の一部	平成25年4月9日

**福岡県告示第672号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市佐田字安谷2766の2、2848の2、字森4426の2
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**福岡県告示第673号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定に基づき、個人施行土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 施行者の名称  
九州セキスイハイム不動産株式会社
- 土地区画整理事業の名称

柏屋町花ヶ浦一丁目土地区画整理事業

- 3 施行地区  
柏屋町花ヶ浦一丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
福岡市中央区高砂二丁目8番1号
- 5 施行認可の年月日  
平成23年12月8日
- 6 事業年度  
平成23年12月19日から平成26年3月31日まで
- 7 変更認可の年月日  
平成25年3月29日

**福岡県告示第674号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
柏屋町花ヶ浦ヒラキ土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成24年2月21日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区  
柏屋町花ヶ浦四丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
柏屋町大字長者原299番8
- 5 設立認可の年月日  
平成24年1月23日
- 6 変更認可の年月日

平成25年3月29日

**福岡県告示第675号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称  
大野城市乙金第二土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成19年3月9日から平成27年3月31日まで
- 施行地区  
大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目及び大城三丁目の各一部
- 事務所の所在地  
大野城市乙金二丁目5番28号
- 設立認可の年月日  
平成19年2月20日
- 変更認可の年月日  
平成25年3月29日

**公 告****公告**

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
三泉化成株式会社	福岡市中央区大濠一丁目8番31号	平成25年4月19日	平成26年3月31日まで

**公告**

平成25年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成25年4月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成25年7月31日(水曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイッ	飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成25年8月25日(日曜日)	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成26年1月19日(日曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所

## 2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

## (1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

## (2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	

知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～午前11時
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測(網猟、わな猟免許を除く。)及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時

## 3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成25年6月27日(木曜日)	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎	福岡農林事務所
平成25年7月3日(水曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木	朝倉農林事務所
平成25年7月5日(金曜日)	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成25年7月16日(火曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	飯塚農林事務所
平成25年7月17日(水曜日)	大牟田市健老町461	大牟田市エコサンクセンター	筑後農林事務所
平成25年7月19日(金曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
平成25年7月24日(水曜日)	筑後市大字若菜1104	サザンクス筑後	筑後農林事務所
平成25年8月7日(水曜日)	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター	筑後農林事務所
平成25年9月1日(日曜日)	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所

## 4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

## (1) 受講資格者

平成22年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの(一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。)

## (2) 適性検査、講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護管理に関する知識	午前9時30分～午前11時30分
鳥獣の判別	午前11時30分～午後0時
猟具の取扱い	午後0時～午後0時30分
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午後1時30分～午後5時

## 5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この公告の日から下記で定める申込期限までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真(申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの)を貼った受験票又は受講票(用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。)

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書(申請日から3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。)

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病(そう病及び鬱病を含む。)にかかっている者

(ウ) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気((ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。)にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((ア)から(オ)までに該当する者を除く。)

ウ 狩猟免許申請手数料(5,200円(試験の一部を免除される者にあつては3,900円

）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,800円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,800円を加算のこと。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

#### 【実施期日及び申込期限】

免許試験		免許更新講習	
実施期日	申込期限	実施期日	申込期限
7月31日	7月22日	6月27日	6月17日
8月25日	8月15日	7月3日	6月24日
1月19日	1月9日	7月5日	6月25日
		7月16日	7月8日
		7月17日	7月8日
		7月19日	7月9日
		7月24日	7月16日
		8月7日	7月29日
		9月1日	8月22日

#### 6 注意事項

(1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時から同9時25分まで行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合

イ 受験中又は受講中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があつても返還しない。

(4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県農林水産部畜産課鳥獣対策係又は各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課に問い合わせること。